

観光第 485 号
令和 3 (2021) 年 2 月 17 日

各関係団体等の長 様

栃木県産業労働観光部長

新型コロナウイルス感染症に係る外国人労働者への周知協力（再依頼）

本県の産業労働観光行政の推進につきましては、日頃から特段の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しては、依然として感染者やクラスターが発生している状況にあり、言葉や生活習慣等が異なる在留外国人に対しては、感染予防につながる行動など適切な情報を一人ひとりに届け、感染拡大を防止していく必要があります。

つきましては、貴団体会員等に対し、下記感染予防のパンフレットにより、外国人労働者一人ひとりへの予防徹底について、確実に周知が図られるよう御協力くださいますようお願いいたします。

記

【感染予防等パンフレット】

- ・ 3つの密を避けましょう
- ・ 人との接触を減らす、10のポイント
- ・ 冬の感染防止対策～7つの基本～
- ・ 発熱等がある場合の受信方法
- ・ 会話する＝マスクする

【言語（11言語＋日本語）】

英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、マレー語、シンハラ語

【掲載ホームページ】

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f04/yobou_foreigners.html

観光交流課観光地づくり担当
丹野
電話 028-623-3210